



# ニュースレター 2022年第4号

---

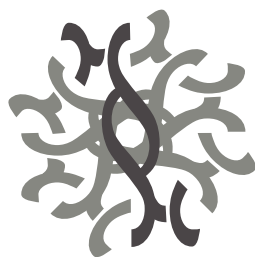
デュッセルドルフ・エッセン・フランクフルト・ミュンヘン、  
2022年4月20日

未登録共同体意匠からの一部保護  
「Ferrari/Mansory Design [Front kit]」

---

統一特許裁判所からのニュース - ドイツの批准  
書を寄託された日から「pre-opt-out」が可能に  
なっていく

---



M I C H A L S K I · H Ü T T E R M A N N  
P A T E N T A N W Ä L T E

## 未登録共同体意匠からの一部保護 「Ferrari/Mansory Design [Front kit]」

意匠法に関する [審決C-123/20](#)

「Ferrari/Mansory Design [Front kit]」において、実際、財産権に懐疑的な審決で知られる欧州司法裁判所 (ECJ) が意外と肯定的な審決した。

ECJは、プレスリリースで公開された未登録共同体意匠の場合、その意匠の一部のみから意匠権を得ることは完全に可能であると審決した。つまり、古いフェラーリを新しいフェラーリのデザインに更新するチューニングキットに対して、フェラーリが対抗できるようになったという意味である。しかし、その一部保護の必須要件は、その別個の部分が公開された製品全体の中で明確に認識でき、“線、輪郭、色、形が特定の表面構造によって明確に区切られている”ことである。

その決定により、製品発表後3年間に模倣品に対する法的保護の可能性が大幅に広がっていった。ECJが未登録の共同体意匠にのみ言及し、登録された共同体意匠には言及していないことに注意が必要だと思われる。登録共同体意匠の場合、そのような一部保護は正確に不可能である (BGH GRUR 2012, 1139 „Weinkaraffe“ )。

しかし、一部保護のない登録共同体意匠の公表が、同時に一部保護のある同一の未登録共同体意匠につながるかどうかは考慮する必要があり、少なくとも公式公表後3年間は、模倣者に対する一部保護が「秘密に」登録共同体意匠にも確立される可能性があると考えられている。ただ、おそらく今後の審理で明らかにされる必要があると思われる。

European Qualifying Examination (EQE)のCパートおよびDパートでの予科

コロナ禍の状況が許されれば、これらの予科は2022年11月24日(木)・25日(金)と12月10日(土)・11日(日)に開催される予定である。どちらの予科も内容は同じなので、1つのコースに出席すれば十分だと思われる。

この予科では、EQE試験のCパートとDパートに合格するための、適切な受験方法やミスを防ぐための戦略に注目を置いている。経験では、よく準備された試験資料があったら、合格の可能性を大幅に高める。それゆえに、この予科では、参加者に必要な方法によった知識を提供したいと思われる。この点において、こちらの予科は参加者自身がEPCの法律に関する基礎知識を準備するための補足的なものとして理解されるべきである。その代わりに、EQE試験のCパートとDパートに合格するために、参加者はEPCの専門知識をできるだけ多くポイントに変換する方法を学んでいくつもりである。予科はドイツ語のみでデュッセルドルフのKaistraße 16Aにある当社で行われ、無料で受講することができる。予科の講師はDr Torsten Exner氏, Dipl.-Ing. Andreas Gröschel氏と Prof.Dr. Aloys Hüttermann氏がおる。

# 統一特許裁判所からのニュース - ドイツの批准書を寄託された日から「pre-opt-out」が可能になっていく

その前に報告されたように<sup>1</sup>、2022年2月22日、統一特許裁判所の第1回行政委員会が開催され、欧州特許訴訟証明書 (EPLC) に関する規則が採択され、任命される裁判官の応募手続きを行う専門委員会の構成も決定された。

公式出版物が裁判所のページで公開されており、その内容の一部はかなり明らかにされていると考えられている。

例えば、EPLCでは<sup>2</sup>、2016年案の改訂版<sup>3</sup>が基本的に採用されたが、英国で行ったコースの場合、英国のEU離脱時期である2020年1月31日までに受講した場合のみ適用されるという注意事項があった。

EPLCの採択は、原則として<sup>4</sup>、EUに居住していない欧州特許弁理士 (主に英国やスイスの弁理士であろう) が統一特許裁判所において代理人を務めることができるようになることを示唆していると思われる。しかし、よく観察してみると、そうとも言い切れないようである。

一方では、英国のコースを全面的に中止するという話もあったようだ。2016年案の信念に基づき、英国以外の代表者もそれらのコースも修了しているという事実への言及のみで、最終的に認定に至ったが、EU離脱までのコースに限定された。

第二に、結局、専門委員会は、非EU諸国の欧州特許代理人に代理権を与えるかどうかを決定する権限は全くないのである。最終的に、統一特許裁判所の決定になるが、統一特許裁判所が、例えばBrusel I指令に基づいて、後でECJに付託する可能性もあると思われる。

しかし、ドイツ代表にとって「Hagen I」も「Fischbachau」というのコースも認められるということで、いい発表だと考えられている<sup>5</sup>。

Hoyng ROKH Monegier法律事務所のProf. Willem Hoyng氏が、任命される裁判官の応募手続きを行う専門委員会の司会長に任命された<sup>6</sup>。一方では、まだ (少なくとも公式には) 弁護士として活動しているので<sup>7</sup>、少し驚きである。他方、Prof.Hoyng氏は統一特許裁判所の手続き規則を起草した委員会のメンバーであり、その専門性は疑う余地もない。

2022年6月7日・8日にデュッセルドルフのIndustrieclub Düsseldorfで開催される統一特許制度に関する第1回VDI/VIP会議では、Wasilis Koukounis氏が司会者として、Prof. Dr. Aloys Hüttermann氏がスピーカーとして務めます。詳細情報と登録はこちらから。元々の予定は2月だったが、コロナ禍で延期されてしまった。(ドイツ語のみ)

<sup>1</sup> MH Newsletter [2022年第3号](#)

<sup>2</sup> [こちら](#)をご覧ください。

<sup>3</sup> [こちら](#)をご覧ください。

<sup>4</sup> [こちら](#)をご覧ください。

<sup>5</sup> MH Newsletter [2022年第3号](#)

<sup>6</sup> MH Newsletter [2022年第2号](#) と [2022年第3号](#)

<sup>7</sup> ドイツにおける批准法に関する憲法問題の関連論証のため - MH Newsletter 2021年第9号 と Tilmann,, GRUR 2021年の第1138号

ドイツは、連邦司法裁判所の元裁判官であるProf. Dr. Joachim Bornkamm氏とProf. Dr. Peter Meier-Beck氏が任命された。お二人の任命を祝福し、今後の献身に感謝するばかりである。

また、専門委員会は、すでに2022年2月24日に第1回目の会議を開催しており、まもなく第1回目の選考面接が開始される予定だそうだ。

興味深い出版物<sup>8</sup>は、裁判所の医療と社会サービスの入札に関するものである。その入札では、裁判所は裁判官と職員の給与も公表している。特にドイツの裁判官にとっては、(フルタイムの)任命した場合、収入が大きく増えることになり、さらに税制上の恩恵も受けられるのである。

しかし、もっと興味深いのは、裁判官に関する詳細である。例えば、初年度の常勤裁判官は5人で、もちろん、全員が法曹資格を持たなければならないことが予定されている。初審裁判所では、一定の数の常勤裁判官が必要で、彼らのみが大統領を選出する権利があるからである。そして、最初の大統領はフランス人にならなければならない<sup>9</sup>。

ただし、法律家35名と技術者50名を採用したがっているが、そのうち40名は5%(=週2時間)の業務量だけにとどまる。つまり、この場合、本当の裁判官ではなく、必要に応じて呼ばれる専門家になる可能性だと思われる。2年目から5年目までは、毎年5人ずつ常勤裁判官を増やし、最終的には25人、合計165人の裁判官になる予定だそうだ。

裁判官の応募年齢は45歳から50歳となっているそうだが、それが本当の除外基準になれば、Klaus Grabinski氏、Ulrike Voß氏、Tim Crummenerl氏のような著名人は対象外になっていく。しかし、いずれにせよ専門委員会と経営委員会が最終的な決定権を持つことになる。

また、場所への配分も明らかになっており、ロンドンには人員を配置せず、ハンガリーの裁判官研修センターで配置する予定だそうだ。ただ、ハンガリーは加盟国ではなくて、憲法的な問題で今後も加盟にならないと思われる<sup>10</sup>。結果として、統一特許裁判所は、せめて初期の段階では、比較的無駄のないものであるべきで、受け入れの障害にならないのは間違いないだろう。

ただし、最も重要なニュースというのは、裁判所が初めて「opt-out」ができる日、すなわちドイツが批准書を寄託した日からだと公式に発表したことである<sup>11</sup>。誰でも期待していたのに、今まで公式の確証がなかった。その「sunrise period」は、寄託から4ヶ月目の初日から裁判所が仕事を開始するため、寄託日によって3ヶ月または4ヶ月間続く予定である。したがって、特許権者は、すでに自分のポートフォリオを確認して、「pre-opt-out」に関して決断する方がいいと考えられている。

<sup>8</sup> [こちら](#)をご覧ください。

<sup>9</sup> 統一特許裁判所規約第14.1条及び第14.2条

<sup>10</sup> Lantos, Mitt. 2020年第264号 と Gombos/Orban, JIPLP 2022年第24号

<sup>11</sup> [こちら](#)をご覧ください。

皆様のご親族、従業員、同僚、そしてもちろん皆様ご自身が、今の困難な時期に幸運でありますように願っています。

#### 印刷所

Michalski · Hüttermann & Partner  
Patentanwälte mbB

Speditionstrasse 21  
D-40221 Düsseldorf  
電話:+49 211 159 249 0  
ファクス:+49 211 159 249 20

Hufelandstr. 2  
D-45147 Essen  
電話: +49 201 271 00 703  
ファクス: +49 201 271 00 726

Perchtinger Straße 6  
D-81379 Munich  
電話:+49 89 7007 4234  
ファクス: +49 89 7007 4262

De-Saint-Exupéry-Str. 10  
D-60549 Frankfurt a.M.  
電話:+49 211 159 249 0  
ファクス: +49 211 159 249 20

このニュースレターの内容は概説だけ反映し、概説を提供するものであり、ドイツ法律相談法に基づく法律相談ではございません。

内容を完全に確認したにもかかわらず、Michalski · Hüttermann & Partner Patent Attorney mbB は、上記の情報の有効性、正確性、整合性、品質についてご引責致しません。